

北海道営住宅条例（平成9年4月3日条例第11号）

改正	平成11年12月17日条例第74号	〔北海道立都市公園条例等の一部を改正する条例第4条による改正〕
	平成12年7月21日条例第99号	〔社会福祉事業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第5条による改正〕
	平成12年10月24日条例第119号	〔第1次改正〕
	平成12年12月20日条例第125号	〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例第21条による改正〕
	平成17年10月18日条例第113号	〔第2次改正〕
	平成18年3月31日条例第44号	〔第3次改正〕
	平成18年12月22日条例第101号	〔第4次改正〕
	平成19年3月16日条例第4号	〔地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第7条による改正〕
	平成19年12月21日条例第78号	〔第5次改正〕
	平成21年3月31日条例第15号	〔北海道条例の整備に関する条例第129条による改正〕
	平成24年3月30日条例第62号	〔第6次改正〕
	平成24年12月28日条例第127号	〔第7次改正〕
	平成25年7月16日条例第42号	〔第8次改正〕
	平成26年3月28日条例第68号	〔第9次改正〕
	平成27年12月15日条例第71号	〔第10次改正〕
	平成30年3月20日条例第52号	〔第11次改正〕
	平成31年3月15日条例第51号	〔第12次改正〕
	令和2年3月31日条例第59号	〔第13次改正〕

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 道営住宅等の整備基準（第3条の2—第3条の17）

第2章 道公営住宅等の管理（第4条—第39条）

第3章 社会福祉事業への活用（第40条—第46条）

第4章 中堅所得者等に供する住宅としての活用（第47条—第50条）

第5章 寡婦住宅の管理（第51条—第54条）

第6章 駐車場の管理（第55条—第60条）

第7章 雑則（第61条—第68条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく道公営住宅その他道が建設し、賃貸する住宅及び共同施設の設置、整備及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例127号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）道公営住宅 道が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- （2）共同施設 児童遊園、共同浴場、集会所その他道公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。第15条第4項において「省令」という。）第1条に規定するものをいう。
- （3）道公営住宅等 道公営住宅及び共同施設をいう。

- (4) 寡婦住宅 道が建設を行い、寡婦（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と死別し、又は離婚した女子であって現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの及びこれに準ずる者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）に賃貸するための住宅をいう。
 - (5) 道営住宅 道公営住宅及び寡婦住宅をいう。
 - (6) 道営住宅等 道営住宅及び共同施設をいう。
 - (7) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
 - (8) 道公営住宅建替事業 道が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- 一部改正〔平成30年条例52号〕

（道営住宅等の設置）

第3条 道は、住宅に困窮する低額所得者に住宅を供給するため、必要な地に道営住宅等を設置する。

2 道営住宅等の名称、位置、戸数等は、規則で定める。

第1章の2 道営住宅等の整備基準

追加〔平成24年条例127号〕

（道営住宅等の整備基準）

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める道営住宅等の整備基準は、この章に定めるところによる。

追加〔平成24年条例127号〕

（健全な地域社会の形成）

第3条の3 道営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

（良好な居住環境の確保）

第3条の4 道営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者及び同居者にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

（費用の縮減への配慮）

第3条の5 道営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

（位置の選定）

第3条の6 道営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

（敷地の安全等）

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置その他の安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

（住棟等の基準）

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境

の障害の防止等を考慮した配置でなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(住戸の基準)

第3条の10 道営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。

2 道営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。

3 道営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(住戸内の各部)

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(共用部分)

第3条の12 道営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置として知事が定めるものが講じられていなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(附帯施設)

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(児童遊園)

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

追加〔平成24年条例127号〕

第2章 道公営住宅等の管理

(入居者の募集)

第4条 知事は、規則で定めるところにより、道公営住宅の入居者の公募を行うものとする。

(公募の例外)

第5条 知事は、次の各号のいずれかの事由に係る者を公募を行わず道公営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている道公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

一部改正〔平成18年条例44号〕

(入居者資格)

第6条 道公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては第1号を、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等（次条第2項において「被災者等」という。）及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）にあつては第1号及び第2号を除く。）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居しようとする者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 21万4,000円

イ 道公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において道が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(5) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族に道公営住宅に係る未納の家賃及び共同施設として整備された駐車場（第12条第2項第5号、第6章及び第63条の2第6号において「駐車場」という。）の使用料、損害賠償金その他道公営住宅等の使用に係る債務がないこと。

一部改正〔平成12年条例119号・19年78号・24年62号・127号・25年42号・27年71号・30年52号〕

（入居者資格の特例）

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の道公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第2号イに掲げる道公営住宅に入居することができる者は、同条各号（老人等にあつては同条第1号を、被災者等及び居住制限者にあつては同条第1号及び第2号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害の発生した日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

一部改正〔平成24年条例127号〕

（入居の申込み等）

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で道公営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、知事に入居の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の規定により入居の申込みをした者（以下「入居申込者」という。）のうちから入居者を決定するものとする。

3 知事は、入居者を決定したときは、当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）にその旨を通知するものとする。

4 知事は、借上げに係る道公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に当該道公営住宅の借上げ期間の満了時に当該道公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。

（期限付入居決定）

第8条の2 知事は、あらかじめ指定した子育てに適する道公営住宅（以下「子育て世帯向け住宅」という。）については、前条第2項の規定にかかわらず、現に小学校就学の始期に達するまでの者と同居し、又は同居しようとする入居申込者のうちから入居者を決定するものとする。この場合において、知事は、当該決定に13年を超えない範囲内において規則で定める期限（以下「入居期限」という。）を付さなければならない。

2 前項の規定による決定（以下「期限付入居決定」という。）は、入居期限（第6項の規定により延長された入居期限を含む。以下同じ。）の到来によってその効力を失う。ただし、知事は、入居期限の到来前において、期限付入居決定を受けた入居者から子育て世帯向け住宅を明け渡す旨の申出があったときは、当該期限付入居決定の効力を失わせることができる。

3 知事は、期限付入居決定をしようとするときは、あらかじめ、入居申込者に対し、規則で定めるところにより、前項に定める事項について説明をしなければならない。

4 前項の説明を受けた入居申込者は、当該説明を受けた旨を記載した書面を知事に提出しなければ

ならない。

- 5 期限付入居決定を受けた入居者は、入居期限が到来する日までに子育て世帯向け住宅を明け渡さなければならない。
- 6 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に入居期限が到来する日までに子育て世帯向け住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情がある場合において、当該入居者からの申出があったときは、規則で定めるところにより、その入居期限を延長することができる。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の規定により入居期限を延長する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「入居申込者」とあるのは、「第6項の規定により申出をした者」と読み替えるものとする。

追加〔平成18年条例101号〕

(入居者の選考)

第9条 知事は、入居申込者の数が入居させるべき道公営住宅の戸数を超えるときは、当該入居申込者のうちから次の各号のいずれかに該当する者を選考し、入居者を決定するものとする。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 知事は、前項の規定により選考した者の数がお入居させるべき道公営住宅の戸数を超えるときは、当該選考した者のうちから公開抽選により入居者を決定するものとする。
- 3 知事は、あらかじめ指定した高齢者等世帯向け住宅その他の規則で定める特定の目的のための道公営住宅については、第1項に規定する者のうちから当該特定の目的に応じた要件を具備する者を優先して選考し、当該道公営住宅の入居者として決定することができる。
- 4 知事は、特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者については、第2項の公開抽選において当選率を引き上げることができる。
- 5 知事は、第2項の公開抽選において、知事が定める回数以上続けて当選しなかった者については、次の公開抽選において当選率を引き上げることができる。

一部改正〔平成18年条例101号〕

(入居補欠者の選考等)

第10条 知事は、前条第2項の規定により入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに順位を定めて入居補欠者を決定することができる。

- 2 知事は、入居決定者が道公営住宅に入居しないとき又は次の公募の前に入居者のいない道公営住宅があるときは、前項の入居補欠者からその順位に従い入居者を決定するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により入居者を決定してもなお入居者のいない道公営住宅があるときは、前条第2項の公開抽選において当選しなかった者から選考し、当該道公営住宅の入居者を決定することができる。

(入居の手続)

第11条 入居決定者は、知事が入居を決定した日から15日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 緊急時における連絡先を記載した請書を提出すること。

(2) 第18条に規定する敷金を納付すること。

- 2 知事は、入居決定者にやむを得ない事情があることにより前項に規定する期間内に同項第1号の請書を提出することができないと認めるときは、同号の手續の期間を別に定めることができる。
- 3 知事は、入居決定者が第1項の手續をその期間内にしないときは、当該入居決定者の入居の決定を取り消すことができる。
- 4 知事は、入居決定者が第1項の手續をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに入居可能日を指定して入居許可書を交付するものとする。
- 5 入居決定者は、前項の規定により指定された入居可能日から規則で定める期間以内に道公営住宅に入居しなければならない。

一部改正〔令和2年条例59号〕

(同居の承認)

第12条 入居者は、現に入居している道公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者（入居の決定後において入居者又は同居者が出産した子を除く。）を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、当該入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該承認後の入居者の収入が第6条第2号の金額を超えることとなるとき。
 - (2) 当該入居者が第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するとき。
 - (3) 当該同居させようとする者が当該入居者の親族でないとき。
 - (4) 当該同居させようとする者が暴力団員であるとき。
 - (5) 当該同居させようとする者に道公営住宅に係る未納の家賃及び駐車場の使用料、損害賠償金その他道公営住宅等の使用に係る債務があるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、道公営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

一部改正〔平成19年条例78号・30年52号〕

(入居の承継)

第13条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き現に居住している道公営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得なければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、当該承認を得ようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承認を得ようとする者が引き続き道公営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該承認を得ようとする者の入居者と同居していた期間が1年に満たないとき（当該承認を得ようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族であるときを除く。）。
 - (2) 当該承認後の入居者の収入が政令第9条第1項に規定する金額を超えることとなるとき。
 - (3) 当該入居者が第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当するとき。
 - (4) 当該承認を得ようとする者又は当該承認を得ようとする者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、道公営住宅の管理に著しい支障があると認められるとき。

一部改正〔平成19年条例78号〕

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、知事に収入を申告しなければならない。

- 2 入居者は、前項の規定による収入の申告をした場合において、同居者の人数の増減その他の特別の事情があったときは、規則で定めるところにより、知事に収入を申告することができる。
- 3 知事は、前2項の規定による収入の申告に基づき入居者の収入の額を認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。ただし、前項の規定により収入を申告した入居者の特別の事情が一時的

なもののその他の規則で定めるものであるときは、知事は、同項の規定による収入の申告に基づく収入の額の認定をしないこととすることができる。

- 4 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは当該認定を更正し、入居者にその旨を通知するものとする。

(家賃の決定)

第15条 道公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、前条第3項の規定により認定した入居者の収入（同条第4項の規定により認定を更正したときは当該更正後の入居者の収入。第23条第1項から第3項まで及び第25条第1項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者から前条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第30条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該入居者の道公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 政令第2条第1項第4号に規定する家賃算定基礎額に乗ずる数値は、規則で定める。

- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

- 4 知事は、入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の省令第8条に規定する者に該当する者に限る。第25条第2項において同じ。）が前条第1項の規定による収入の申告をすること及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の道公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、同条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条に規定する方法（第23条第1項及び第2項並びに第25条第2項において「収入調査」という。）により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

一部改正〔平成30年条例52号〕

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において家賃の減免又は徴収の猶予の必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の徴収等)

第17条 知事は、第11条第4項の入居可能日から入居者が道公営住宅を明け渡した日（第26条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときはその明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡請求の日、期限付入居決定をしたとき（第26条第1項、第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときを除く。）は入居期限が到来した日又は子育て世帯向け住宅を明け渡した日のいずれか早い日。次項において同じ。）までの間、入居者から家賃を徴収するものとする。

- 2 入居者は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までに、知事にその月分の家賃を納付しなければならない。

- 3 新たに道公営住宅に入居した場合又は道公営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

- 4 入居者が第39条第1項の規定による届出をしないで道公営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、知事は、入居者が明け渡した日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

一部改正〔平成18年条例101号・令和2年条例59号〕

(敷金)

第18条 知事は、入居決定者から第11条第4項の入居可能日の属する月の家賃（前条第3項の日割計算による場合にあつては、その基礎となる1月の家賃）の2月分に相当する額を敷金として徴収するものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において敷金の減免又は徴収の猶予の必要があると認めるときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居決定者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居決定者又は入居時に同居しようとする者が病気にかかっているとき。
- (3) 入居決定者又は入居時に同居しようとする者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

3 第1項の規定により徴収した敷金は、入居者が道公営住宅を明け渡すときに還付する。ただし、未納の家賃、第28条の3第2項の金銭又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

4 敷金には利子を付さない。

一部改正〔平成18年条例101号・令和2年条例59号〕

(修繕費用の負担)

第19条 道公営住宅等の修繕（破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕を除く。）に要する費用は、道の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項の修繕の必要が生じたときは、入居者が修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 知事は、第1項の規定にかかわらず、借上げに係る道公営住宅等の修繕費用に関しては、別に定めるものとする。

(入居者の負担する費用)

第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。ただし、知事がその費用の全部又は一部を負担することが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理並びに排水管等の清掃に要する費用
- (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持及び運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の道公営住宅等の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第21条 入居者は、道公営住宅等の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって道公営住宅等が滅失し、又はき損したときは、入居者が原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第22条 入居者は、道公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

2 入居者は、道公営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、知事の承認を得たときは、当該道公営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

3 入居者は、道公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合であつて知事の承認を得たときは、この限りでない。

4 入居者が前項ただし書の承認を得ずに道公営住宅を模様替し、又は増築したときは、当該入居者は、速やかに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

5 入居者は、道公営住宅を引き続き1月以上使用しないときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

(収入超過者等に対する措置等)

第23条 知事は、毎年度、第14条第3項の規定により認定し、又は収入調査により把握した入居者の収入の額が第6条第2号の金額（第3項において「収入超過基準額」という。）を超え、かつ、当該入居者が道公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

2 知事は、毎年度、第14条第3項の規定により認定し、又は収入調査により把握した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額（次項において「高額所得基準額」という。）を超え、かつ、当該入居者が道公営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

3 知事は、前2項の規定により収入超過者又は高額所得者として認定している者から第14条第2項の規定による収入の申告があった場合において、当該収入の申告に基づき同条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が収入超過基準額又は高額所得基準額を超えないこととなったときは、当該入居者の収入超過者又は高額所得者としての認定を取り消し、当該入居者にその旨を通知するものとする。

4 入居者は、第1項又は第2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、当該意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは当該認定を更正し、入居者にその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成30年条例52号〕

（収入超過者の明渡し努力義務）

第24条 収入超過者は、道公営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

（収入超過者に対する家賃）

第25条 第23条第1項の規定により認定された収入超過者（同条第4項の規定による認定の更正によって収入超過者とされた者を含む。次項において同じ。）の道公営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

2 知事は、入居者が第23条第1項の規定により認定された収入超過者であって第14条第1項の規定による収入の申告をすること及び第30条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第15条第4項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の道公営住宅の毎月の家賃を、当該認定に係る期間、収入調査により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とすることができる。

3 第16条及び第17条の規定は、前2項の家賃について準用する。

一部改正〔平成30年条例52号〕

（高額所得者に対する明渡し請求）

第26条 知事は、高額所得者に対し、期限を定めて、道公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該道公営住宅を明け渡さなければならない。

4 知事は、第1項の規定による請求を受けた者に次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において、同項の期限までにその申出があったときは、同項の期限を延長することができる。

（1）入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

（2）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

（3）入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

（4）その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

5 知事は、第1項の規定による請求を受けた者が第23条第3項の規定により高額所得者としての認

定を取り消され、又は同条第4項の規定により当該認定を更正されたときその他知事が特に必要と認めるときは、第1項の規定による請求を取り消すことができる。

(高額所得者に対する家賃等)

第27条 第23条第2項の規定により認定された高額所得者(同条第4項の規定による認定の更正によって高額所得者とされた者を含む。)の道公営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項及び第4項並びに第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 第16条及び第17条の規定は、前項の家賃について準用する。
- 3 前条第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても道公営住宅を明け渡さないときは、知事は、同項の期限が到来した日の翌日から当該道公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。
- 4 前条第1項の期限が到来した場合又は道公営住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月分として徴収すべき金銭は日割計算による。
- 5 前条第1項の期限が到来しても道公営住宅を使用している者が第39条第1項の規定による届出をしないで道公営住宅を立ち退いたときは、知事は、その者が明け渡した日を認定し、その日までの金銭を徴収する。

一部改正〔平成30年条例52号〕

(住宅のあっせん等)

第28条 知事は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、知事は、その入居を容易にするよう配慮するものとする。

(期限付入居決定を受けた入居者への通知等)

第28条の2 知事は、期限付入居決定を受けた入居者に対し、入居期限が到来する日の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」という。)に、入居期限の到来により当該期限付入居決定が効力を失う旨の通知をしなければならない。

- 2 前項の通知を受けた入居者が入居期限後においても子育て世帯向け住宅を明け渡さないときは、知事は、入居期限が到来した日の翌日から子育て世帯向け住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。
- 3 第27条第4項及び第5項の規定は、前項の金銭について準用する。この場合において、これらの規定中「前条第1項の期限」とあるのは、「入居期限」と読み替えるものとする。

追加〔平成18年条例101号〕

(通知期間の特例)

第28条の3 期限付入居決定を受けた入居者が入居期限後に他の公営住宅への入居を希望する場合であって、入居期限までに当該他の公営住宅を確保できないことが明らかであるときは、知事は、前条第1項の規定にかかわらず、通知期間の経過後であっても、入居期限が到来する日までの間、入居期限の到来により期限付入居決定が効力を失う旨の通知をすることができる。

- 2 前項の通知を受けた入居者が入居期限後においても子育て世帯向け住宅に入居し続けるときは、知事は、入居期限が到来した日の翌日から入居者が子育て世帯向け住宅の明渡しを行う日又は当該通知の日から6月を経過した日の前日のいずれか早い日までの期間について、毎月、第15条第1項の家賃に相当する額の金銭を徴収するものとする。
- 3 第16条及び第17条第2項から第4項までの規定は、前項の金銭について準用する。
- 4 第1項の通知を受けた入居者が当該通知の日から6月を経過しても子育て世帯向け住宅を明け渡さないときは、知事は、当該通知の日から6月を経過した日から子育て世帯向け住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定め

る額の金銭を徴収することができる。

- 5 第27条第4項及び第5項の規定は、前項の金銭について準用する。この場合において、同条第4項中「前条第1項の期限が到来した場合」とあるのは「第28条の3第1項の通知の日から6月を経過した場合」と、同条第5項中「前条第1項の期限が到来しても」とあるのは「第28条の3第1項の通知の日から6月を経過しても」と読み替えるものとする。

追加〔平成18年条例101号〕

(期間通算)

第29条 知事が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の道公営住宅に入居させた場合における第23条から第28条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の道公営住宅に入居している期間に通算する。

- 2 知事が期限付入居決定をした入居者を子育て世帯向け住宅の明渡し後引き続き他の道公営住宅に入居させた場合における第23条から第28条までの規定の適用については、当該入居者が当該子育て世帯向け住宅に入居していた期間は、当該入居者が明渡し後に入居した当該他の道公営住宅に入居している期間に通算する。

- 3 知事が第34条第1項の規定による申出をした者を道公営住宅建替事業により新たに整備された道公営住宅に入居させた場合における第23条から第28条までの規定の適用については、その者が当該事業により除却すべき道公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された道公営住宅に入居している期間に通算する。

一部改正〔平成18年条例101号〕

(収入状況の報告の請求等)

第30条 知事は、第15条第1項若しくは第4項若しくは第25条第1項若しくは第2項の規定による家賃の決定、第16条（第25条第3項、第27条第2項及び第28条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第18条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第26条第1項の規定による明渡請求、第28条のあっせん等又は第34条に規定する道公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 知事は、前項に規定する権限を、その職員を指定して行わせることができる。

一部改正〔平成18年条例101号・19年4号・30年52号〕

(建替事業の施行に関する入居者への通知)

第31条 知事は、法第37条第1項の規定により作成した建替計画（同条第7項の規定による建替計画の変更を含む。以下同じ。）について国土交通大臣の承認を得たときは、当該建替計画に係る道公営住宅建替事業の施行により除却すべき道公営住宅の入居者（その承認があった日における入居者（建替計画の変更について承認を得たときは、当該変更により新たに除却すべき道公営住宅となったものの入居者及び除却すべき道公営住宅でなくなったものの入居者）に限る。）に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 建替計画
- (2) 建替計画に係る建設大臣の承認年月日
- (3) その他知事が定める事項

一部改正〔平成12年条例125号・21年15号・24年62号〕

(建替事業に伴う説明会等の実施)

第32条 知事は、道公営住宅建替事業の施行により除却すべき道公営住宅の入居者に対し、当該事業の説明会等を実施するものとする。

(建替事業による明渡請求)

第33条 知事は、道公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する道公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該道公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することが

できる。この場合において、知事は、当該請求に係る者に対して、必要な仮住居を提供するものとする。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該道公営住宅を明け渡さなければならない。

(新たに整備される道公営住宅への入居)

第34条 道公営住宅建替事業の施行により除却すべき道公営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る公営住宅の用途廃止について法第37条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があった日における入居者で当該事業の施行に伴い当該道公営住宅の明渡しをするものに限る。以下同じ。）は、当該事業により新たに整備される道公営住宅に入居を希望するときは、知事が30日を下らない範囲内で当該道公営住宅の除却前の最終の入居者ごとに定める期間内に、規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出なければならない。

- 2 知事は、前項の期間を定めたときは、当該入居者に対して、当該期間を通知するものとする。
- 3 知事は、当該入居者からその者に係る第1項の期間内に同項の規定による入居の申出があったときは、その者を新たに整備される道公営住宅に入居させるものとする。

一部改正〔平成11年条例74号・12年125号・24年62号〕

(建替事業に伴う移転料の支払)

第35条 知事は、道公営住宅建替事業の施行により除却すべき道公営住宅の除却前の最終の入居者が当該道公営住宅を明け渡したときは、別に定めるところにより、その者に法第42条の移転料を支払うものとする。

(建替事業に係る家賃の特例)

第36条 知事は、第34条第3項の規定により道公営住宅の入居者を新たに整備された道公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する道公営住宅の家賃が従前の道公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第4項、第25条第1項若しくは第2項又は第27条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途廃止による他の道公営住宅への入居の際の家賃の特例)

第37条 知事は、法第44条第3項の規定により用途を廃止する公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の道公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する道公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項若しくは第4項、第25条第1項若しくは第2項又は第27条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

一部改正〔平成30年条例52号〕

(道公営住宅の明渡請求)

第38条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対し、道公営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が道公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が第12条第1項、第21条及び第22条第1項から第4項までの規定に違反したとき。
- (5) 入居者が正当な事由がなくて1月以上道公営住宅を使用しないとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (7) 道公営住宅の借上げ期間が満了したとき。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、速やかに道公営住宅を明け渡さなければならない。

- 3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに納付された家賃の額との差額に年5分の割合による納付期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から道公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。
- 4 知事は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から道公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。
- 5 知事は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行うときは、当該請求を行う日の6月前までに、入居者にその旨を通知するものとする。
- 6 知事は、道公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該道公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をするものとする。
- 7 第27条第4項及び第5項の規定は、第3項及び第4項の金銭について準用する。この場合において、第27条第4項中「前条第1項の期限が到来した場合」とあるのは「第38条第1項の請求があった場合」と、同条第5項中「前条第1項の期限が到来しても」とあるのは「第38条第1項の請求を受けても」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成19年条例78号・24年127号〕

（道公営住宅の検査）

第39条 道公営住宅を明け渡そうとする者は、5日前までに知事に届け出て、道営住宅監理員又は知事が指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の道公営住宅を明け渡そうとする者は、第22条第3項ただし書の規定により知事の承認を得て道公営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査前に自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

第3章 社会福祉事業への活用

（社会福祉法人等の使用）

第40条 知事は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が道公営住宅を使用して同令第1条に規定する事業を行うことが必要であると認めるときは、道公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、道公営住宅を当該社会福祉法人等に使用させることができる。

- 2 前項の規定により社会福祉法人等に道公営住宅を使用させる場合における当該道公営住宅の管理については、この章に定めるところによる。

一部改正〔平成12年条例99号〕

（使用の手続）

第41条 社会福祉法人等は、前条第1項の規定により道公営住宅を使用しようとするときは、知事の定めるところにより、道公営住宅の使用目的、使用期間その他当該道公営住宅の使用に係る事項を記載した書面をもって、知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、当該申請のあった日から30日以内に当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対し、使用を許可するときは許可する旨及び道公営住宅の使用可能日を、許可しないときは許可しない旨及びその理由を通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により使用を許可するときは、その許可に条件を付すことができる。

（使用料）

第42条 道公営住宅を第40条第1項の規定により使用する場合の毎月の使用料は、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額とする。

- 2 前条第2項の規定により使用の許可を受けた社会福祉法人等（以下「許可法人等」という。）

は、道公営住宅を現に使用する者から前項の使用料を超える額の家賃相当額（当該使用する者がそれぞれ負担する家賃相当額の合計額）を徴収してはならない。

（使用状況の報告）

第43条 知事は、道公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要があると認めるときは、許可法人等に対し、道公営住宅の使用状況を報告させることができる。

（申請内容の変更）

第44条 許可法人等は、第41条第1項の規定による申請の内容に変更を生じたときは、その変更が生じた日から15日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

（使用許可の取消し）

第45条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、道公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- （1） 許可法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- （2） 道公営住宅建替事業の施行に伴い道公営住宅を除却するとき。
- （3） 道公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。

（管理に関する規定の準用）

第46条 第17条、第19条、第20条、第22条及び第39条の規定は、社会福祉法人等に使用させる場合の道公営住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「許可法人等」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第17条第1項中「第11条第4項の入居可能日」とあるのは「第41条第2項の使用可能日」と、「第26条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときはその明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡請求の日」とあるのは「第45条の規定による使用許可の取消しがあったときは、使用許可の取消しの日」と、同条第3項中「道公営住宅に入居した」とあるのは「道公営住宅の使用を開始した」と、第22条第1項中「入居」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和2年条例59号〕

第4章 中堅所得者等に供する住宅としての活用

（中堅所得者等の使用）

第47条 知事は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により道公営住宅を同号イ又はロに掲げる者（以下「中堅所得者等」という。）に使用させることが必要であると認めるときは、道公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、道公営住宅を当該中堅所得者等に使用させることができる。

2 前項の規定により中堅所得者等に道公営住宅を使用させる場合における当該道公営住宅の管理については、この章に定めるところによる。

（特定優良賃貸住宅法に基づく管理）

第48条 知事は、道公営住宅を前条第1項の規定により使用させるときは、当該道公営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定により道公営住宅を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者とする。

- （1） 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第26条各号に掲げる者であること。
- （2） 暴力団員でないこと。
- （3） 現に同居し、又は同居しようとする親族があるときは、当該親族が前号に掲げる条件を具備する者であること。

一部改正〔平成12年条例125号・19年78号〕

（家賃）

第49条 中堅所得者等が道公営住宅を第47条第1項の規定により使用する場合は、近傍同種の住宅の家賃以下で規則で定める額とする。

(管理に関する規定の準用)

第50条 第8条、第11条から第13条まで、第17条、第18条第1項、第3項及び第4項、第19条から第22条まで、第31条、第33条第1項前段、第2項及び第3項、第38条並びに第39条の規定は、中堅所得者等に使用させる場合の道公営住宅の管理について準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第48条第2項」と、第12条第2項中「次の各号」とあるのは「第2号から第4号まで及び第6号」と、第13条第2項中「次の各号」とあるのは「第1号及び第3号から第5号まで」と、第17条第1項中「第26条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第33条第1項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成19年条例78号・30年52号〕

第5章 寡婦住宅の管理

(寡婦住宅の管理)

第51条 寡婦住宅の管理については、この章に定めるところによる。

(入居者資格)

第52条 寡婦住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 寡婦であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者がいないこと。
- (3) 年齢が45歳以上65歳未満の者であること。
- (4) その者の収入が15万8,000円（その者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合に該当するときは、21万4,000円）を超えないこと。
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

一部改正〔平成12年条例119号・24年62号〕

(明渡請求)

第53条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対し、寡婦住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が前条第1号又は第2号の条件を具備しなくなったとき。
- (2) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (3) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (4) 入居者が寡婦住宅を故意にき損したとき。
- (5) 入居者が次条において準用する第21条及び第22条第1項から第4項までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者が正当な事由がなくて1月以上寡婦住宅を使用しないとき。
- (7) 前各号のほか知事が寡婦住宅の管理上必要があると認めるとき。

2 第38条第2項から第4項まで及び第7項の規定は、前項の規定による請求について準用する。この場合において、これらの規定中「道公営住宅」とあるのは「寡婦住宅」と、第38条第2項中「前項」とあるのは「第53条第1項」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第53条第1項第2号」と、同条第4項中「第1項第2号から第7号」とあるのは「第53条第1項第1号又は第3号から第7号」と、同条第7項中「第38条第1項」とあるのは「第53条第1項」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成19年条例78号〕

(管理に関する規定の準用)

第54条 第4条、第8条第1項から第3項まで、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条、第14条、第15条第1項から第3項まで、第16条から第18条まで、第19条第1項及び第2項、第20条から第22条まで、第23条第1項、第3項及び第4項、第24条、第25条第1項及び第3項、第28条、第30条並びに第39条の規定は、寡婦住宅の管理について準用する。この場合において、第30条を除くこれらの規定中「道公営住宅」とあり、及び「道公営住宅等」とあるのは「寡婦住宅」と、第8

条第1項中「前2条」とあるのは「第52条」と、第9条第1項第2号中「受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者」とあるのは「受けている者」と、第14条第2項中「同居者の人数の増減その他の特別の事情」とあるのは「特別の事情」と、第16条第2号及び第3号中「入居者又は同居者」とあるのは「入居者」と、第17条第1項中「第26条第1項又は第33条第1項の規定による明渡しの請求があったときはその明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第38条第1項」とあるのは「第53条第1項」と、第18条第2項第2号及び第3号中「入居決定者又は入居時に同居しようとする者」とあるのは「入居決定者」と、第20条第3号中「共同施設又はエレベーター」とあるのは「エレベーター」と、第23条第1項中「第6条第2号」とあるのは「第52条第4号」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、「収入超過者又は高額所得者」とあるのは「収入超過者」と、「収入超過基準額又は高額所得基準額」とあるのは「収入超過基準額」と、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「第1項」と、第25条第3項中「前2項」とあるのは「第1項」と、第30条第1項中「第15条第1項若しくは第4項若しくは第25条第1項若しくは第2項」とあるのは「第15条第1項若しくは第25条第1項」と、「第25条第3項、第27条第2項」とあるのは「第25条第3項」と、「第26条第1項の規定による明渡請求、第28条のあっせん等又は第34条に規定する道公営住宅への入居の措置」とあるのは「又は第28条のあっせん等」と、「当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めること」とあるのは「当該入居者に報告を求めること」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成30年条例52号〕

第6章 駐車場の管理

(駐車場の管理)

第55条 駐車場の管理については、この章に定めるところによる。

一部改正〔平成30年条例52号〕

(使用者資格)

第56条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 入居者（第47条第1項の規定により道公営住宅を使用する者を含む。以下この章において同じ。）又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 第38条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。
- (4) 入居者又は同居者が暴力団員でないこと。

一部改正〔平成19年条例78号〕

(使用の申込み等)

第57条 前条に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとするものは、知事の定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により使用の申込みをした者のうちから駐車場の使用者を決定し、当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）にその旨及び使用可能日を通知するものとする。
- 3 知事は、借上げに係る駐車場の使用者を決定したときは、当該使用決定者に当該駐車場の借上げ期間の満了時に当該駐車場を明け渡さなければならない旨を通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により使用の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超えるときは、別に定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別の事情がある場合で駐車場の使用が必要であると認めるときは、知事は、他の者に優先して当該入居者又は同居者に使用させることができる。

(使用料)

第58条 駐車場の毎月の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料以下で規則で定める額とする。

- 2 前項の近傍同種の駐車場の使用料は、次に掲げる額の合計額を12で除して得た額に100分の110を乗じて得た額とする。
- (1) 駐車場の整備に要した費用（当該費用のうち国の補助に係る部分を除く。）を期間20年及び利率年6分で毎年元利均等に償却するものとして算出した額
 - (2) 知事が定めるところにより算出した修繕費及び管理事務費の額
 - (3) 国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第3条第3項に規定する台帳に記載された固定資産の価格（駐車場が借上げに係るものであるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第1項又は第2項に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地の基準年度の価格又は比準価格）に100分の4を乗じて得た額
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料を変更することができる。
- (1) 物価の変動に伴い必要があると認めるとき。
 - (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
 - (3) 駐車場に改良を施したとき。
- 4 知事は、駐車場の使用者に別に定める特別の事情があると認めるときは、当該駐車場の使用料を減免することができる。

一部改正〔平成26年条例68号〕

（明渡請求）

第59条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用者に対し、駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 使用者が第56条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (2) 使用者が不正の行為によって駐車場の使用許可を受けたとき。
- (3) 使用者が駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (4) 使用者が駐車場を故意にき損したとき。
- (5) 使用者が第21条及び次条において準用する第22条第1項から第4項までの規定に違反したとき。
- (6) 使用者が正当な事由がなくて1月以上駐車場を使用しないとき。
- (7) 駐車場の借上げ期間が満了したとき。
- (8) 前各号のほか知事が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定による請求を受けた者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。

3 知事は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行うときは、当該請求を行う日の6月前までに、使用者にその旨を通知するものとする。

（管理に関する規定の準用）

第60条 第17条、第22条、第33条、第34条及び第39条の規定は、駐車場の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第17条第1項及び第4項、第22条、第33条第1項及び第3項並びに第39条中「道公営住宅」とあるのは「駐車場」と、第17条第1項中「第11条第4項の入居可能日」とあるのは「第57条第2項の使用可能日」と、「第26条第1項又は第33条第1項」とあるのは「第60条において準用する第33条第1項」と、「第38条第1項」とあるのは「第59条第1項」と、同条第3項中「道公営住宅に入居した場合又は道公営住宅」とあるのは「駐車場の使用を開始した場合又は駐車場」と、同条第4項中「第39条第1項」とあるのは「第60条において準用する第39条第1項」と、第22条第1項中「入居」とあるのは「使用」と、同条第2項中「住宅」とあるのは「駐車場」と、第33条第1項中「仮住居」とあるのは「仮駐車場」と、第34条第1項中「道公営住宅の」とあるのは「駐車場の」と、「道公営住宅に入居」とあるのは「駐車場の使用」と、同条第3項中「入居」とあるのは「使用」と、「その者を」とあるのは「その者に」と、「道公営住宅に入居」とあるのは「駐車場を使用」と、第39条第2項中「第22条第3項ただし書」とあるのは「第60条において準用する第22条第3項ただし書」と読み替えるものとする。

一部改正〔令和2年条例59号〕

第7章 雑則

(道営住宅監理員及び道営住宅管理人)

第61条 道営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、道営住宅等を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、道営住宅監理員を置く。

- 2 道営住宅監理員は、知事がその職員の中から任命する。
- 3 知事は、道営住宅監理員の事務を補助させるため、道営住宅管理人を置くことができる。
- 4 前3項に規定するもののほか道営住宅監理員及び道営住宅管理人に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成19年条例4号〕

(立入検査)

第62条 知事は、道営住宅等の管理上必要があると認めるときは、道営住宅監理員又は知事の指定した者に道営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査をする場合において、現に使用している道営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該道営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定管理者による管理)

第63条 知事は、道営住宅等の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

全部改正〔平成17年条例113号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第63条の2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第4条の公募に関すること。
- (2) 第9条の規定による選考に関すること。
- (3) 第11条第1項第1号の請書の徴取に関すること。
- (4) 第12条第1項又は第13条第1項の承認に係る事務処理手続に関すること。
- (5) 第14条第1項又は同条第2項の規定による収入の申告の徴取に関すること。
- (6) 第17条第1項（第25条第3項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の家賃、第18条第1項の敷金及び第28条の3第2項の金銭並びに第60条において読み替えて準用する第17条第1項の駐車場の使用料の徴収に関すること。
- (7) 第22条第2項ただし書又は同条第3項ただし書の承認に係る事務処理手続に関すること。
- (8) 道営住宅等の維持管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、道営住宅等の管理運営上指定管理者が行うことが適当であるものとして知事が別に定める業務

追加〔平成17年条例113号〕、一部改正〔平成18年条例101号・19年78号・30年52号〕

(敷地の目的外使用)

第64条 知事は、敷地の一部について、その用途又は目的を妨げない場合に限り、規則で定めるところにより、その使用を許可することができる。

一部改正〔平成24年条例127号〕

(北海道警察本部長の意見の聴取)

第65条 知事は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、北海道警察本部長の意見を聴くことができる。

- (1) 第8条第2項又は第8条の2第1項の規定により道公営住宅の入居者を決定しようとする場合 入居申込者及び当該入居申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族

- (2) 第12条第1項(第50条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 同居させようとする者
- (3) 第13条第1項(第50条において準用する場合を含む。)の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- (4) 第47条第1項の規定により道公営住宅を使用させようとする場合 使用しようとする者及び当該使用しようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族
- (5) 第57条第2項の規定による決定をしようとする場合 入居者及び同居者

2 知事は、道公営住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、道公営住宅の入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、北海道警察本部長の意見を聴くことができる。

追加〔平成19年条例78号〕

(知事への意見)

第66条 北海道警察本部長は、道公営住宅の入居者又は同居者について暴力団員であると疑うに足りる相当な理由があるときは、知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

追加〔平成19年条例78号〕

(罰則)

第67条 不正の方法により道営住宅に入居した者は、5万円以下の過料に処する。

2 道営住宅の入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、当該入居者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

一部改正〔平成11年条例74号・19年78号・21年15号・24年127号〕

(規則への委任)

第68条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成19年条例78号・24年127号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北海道公営住宅条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道公営住宅条例(昭和28年北海道条例第130号)

(2) 北海道寡婦住宅条例(昭和50年北海道条例第1号)

(経過措置)

3 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)の規定に基づいて供給された道公営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、第5条から第7条まで、第12条から第16条まで及び第21条から第38条までの規定は適用せず、前項の規定による廃止前の北海道公営住宅条例(以下「旧条例」という。)第3条、第7条から第9条まで、第12条から第12条の4まで及び第13条の2の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の際現に供給している寡婦住宅については、平成10年3月31日までの間は、第52条、第53条並びに第54条において準用する第14条から第16条まで、第21条、第22条、第23条第1項、第3項及び第4項、第24条、第25条、第28条並びに第30条の規定は適用せず、附則第2項の規定による廃止前の北海道寡婦住宅条例(以下「寡婦条例」という。)第2条、第7条、第8条、第11条から第14条まで及び第16条の規定は、なおその効力を有する。

5 第15条第1項、第25条第1項及び第27条第1項(第54条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、前2項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、この条例の例によりすることができる。

6 平成10年4月1日において現に附則第3項及び第4項の道営住宅に入居している者(同日に入居した者を除く。)の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る第15条

第1項本文又は第25条第1項若しくは第27条第1項（第54条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による家賃の額（第16条（第25条第3項（第54条において準用する場合を含む。））、第27条第2項及び第54条において準用する場合を含む。）の規定により家賃の減免をする場合は、当該減免後の額。以下「新家賃の額」という。）が、旧条例第7条若しくは第8条又は寡婦条例第7条の規定による平成10年3月分の家賃の額（旧条例第12条の2又は寡婦条例第14条第2項及び第3項の規定により割増賃料を納付することとされている場合は当該割増賃料の額を加えた額、旧条例第9条又は寡婦条例第8条の規定により家賃の減免をする場合は当該減免後の額）（第17条第3項（第54条において準用する場合を含む。）の日割計算による場合は、その基礎となる1月の額）。以下「旧家賃の額」という。）を超える場合にあっては、新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

一部改正〔平成30年条例52号〕

- 7 平成10年4月1日前に旧条例又は寡婦条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

（入居者資格の特例）

- 8 当分の間、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の政令附則第7項で定める地域内の道公営住宅に係る第6条の規定の適用については、当該道公営住宅の入居に当たって現に同居し、又は同居しようとする親族がいない場合においても、同条第1号の条件を具備しているものとみなす。

一部改正〔平成12年条例119号〕

（検討）

- 9 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則（平成11年12月17日条例第74号）

〔北海道立都市公園条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月21日条例第99号）

〔社会福祉事業法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月24日条例第119号）

〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第125号）

〔中央省庁等改革関係法の制定等に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。（後略）

附 則（平成17年10月18日条例第113号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第44号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第101号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月16日条例第4号）
〔地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕
1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）
2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第78号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
2 この条例の施行前にされたこの条例による改正前の北海道営住宅条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項の規定による申込み、改正前の条例第12条及び第13条の承認の申請並びに改正前の条例第57条第1項の規定による申込みであって、この条例の施行の際当該申込み又は申請に対する処分がされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）
〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕
1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月30日条例第62号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第31条及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第127号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の際現に存する道営住宅（現に新築の工事中のものを含む。）であって、この条例による改正後の北海道営住宅条例第1章の2の規定に適合しないものについては、同章の規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。

附 則（平成25年7月16日条例第42号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第68号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月15日条例第71号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月20日条例第52号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日条例第51号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕

附 則（令和2年3月31日条例第59号）
〔北海道営住宅条例の一部を改正する条例の附則〕

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に北海道営住宅条例第8条第3項に規定する入居決定者がこの条例による改正前の北海道営住宅条例（以下「改正前の条例」という。）第11条第1項の申請をした場合において、同日以後にこの条例による改正後の北海道営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第4項の入居許可書が交付されたときは、改正前の条例第11条第1項第1号の申請書に連署した連帯保証人は、改正後の条例第11条第1項第1号の申請書に緊急時における連絡先として記載された者とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。